

## I はじめに

男女共同参画社会とは、一言でいえば、男女が人として対等な立場に立ち、性別にとらわれることなく一人ひとりの個性が輝く社会である。愛媛大学は、このような大学や社会を実現するために、平成19年5月に「国立大学法人愛媛大学男女共同参画推進委員会」（以下「推進委員会」と言う。）を設置した。『宣言』と『提言』をまとめるための具体的な作業は、委員会の下に設けられた「国立大学法人愛媛大学男女共同参画推進専門委員会」（以下「専門委員会」と言う。）に委ねられた。専門委員会は統計分析に基づき実態把握に努めるとともに、アンケート調査を実施し、提言をまとめるための参考とした。専門委員会が取りまとめた『宣言案』と『提言案』は、平成19年10月に開催された推進委員会及び役員会の議を経て、平成19年12月に開催された教育研究評議会において正式に承認され、愛媛大学においては、本宣言と提言に基づいて男女共同参画を推進していくこととなった。

以下は、愛媛大学が男女共同参画を推進していくための基本理念を定めた『宣言』と、基本理念を具体的に実現するための『提言』、さらに現状を分析した『統計』並びに『アンケート調査の結果』からなっている。提言の具体化にあたっては、国立大学協会の提言（平成12年）を柱としながらも、愛媛大学の現状や到達点を踏まえ、実現可能な「積極的改善措置」※を中心にとりまとめた。国立大学協会の提言の水準からするならば、なお不十分な点を多く残しているが、2年ごとに統計調査とアンケート調査を実施し、進捗状況に基づいて見直し、さらなる改善策を実施していくことにしたい。

※「積極的改善措置」とは

『男女共同参画社会基本法』や『男女雇用機会均等法』は性別にかかわらず均等な機会を与えることを基本原則としているが、「男女間の格差を改善するため必要な範囲内において」、「男女のいずれか一方に対し、機会を積極的に提供する」ことを「積極的改善措置」と位置付けている。

「第二条 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」（『男女共同参画社会基本法』）

また、同様の主旨のことは『男女雇用機会均等法』においても定められている。

「第八条 前三条の規定は、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない」（『改正男女雇用機会均等法』）